

取適法施行に向けた準備状況について

改正対象法令（主要なもの）

政令

- 下請代金支払遅延等防止法施行令【施行令】 10/1 公布・公表

規則（省令）

10/1 公布・公表

- 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則【明示規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則【遅延利息規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則【作成・保存規則】

訓令・通達等

10/1 公布・公表

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準【運用基準】

主な改正内容

◆ 題名・用語の改正等	政令	規則	運用基準
◆ 書面交付規定の見直し	政令	規則	運用基準
◆ 一方的な代金決定の禁止			運用基準
◆ 手形等の禁止			運用基準
◆ 特定運送委託の追加			運用基準
◆ 従業員基準の追加			運用基準

※その他、企業取引研究会で示された課題（振込手数料の負担の課題等）にも対応

主な改正項目①

1. 協議に応じない一方的な代金決定等

運用基準

- 禁止行為に追加される協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）について、解釈や想定違反事例を追加
「当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む旨等の解釈を明示

2. 手形による代金支払の禁止等

運用基準

- 禁止行為に追加される代金の支払について手形等を使用すること（法第5条第1項第2号）について、解釈を追加
一括決済方式又は電子記録債権を用いて支払をする場合において、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものの使用は支払遅延に該当する旨等の解釈を明示

3. 特定運送委託の追加

運用基準

- 規制対象取引として追加される「特定運送委託」の定義（法第2条第5項）に係る解釈や想定違反事例を追加
「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」は、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない旨等の解釈を明示
※特定運送委託の取引において、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務を無償で行わせる場合には、不当な経済上の利益の提供要請（法第5条第2項第2号）として問題となる

4. 従業員基準の追加

運用基準

- 委託事業者該当性の判断基準として追加される従業員基準（法第2条第8項第5号及び第6号等）について、解釈及び運用の明確化
「常時使用する従業員の数」について、労働基準法第108条に規定する賃金台帳の調製対象となる者の数によって算定されるものとする旨の解釈を明示

主な改正項目②

5. 書面の交付等に係る規定の見直し

規則

運用基準

- 書面交付規定の見直し（法第4条）に伴い、所要の手当を実施

書面の交付に係る義務について、改正後は、事前の承諾の有無にかかわらず、書面の交付又は電磁的方法のいずれかの明示によることができるため、明示に係る規則及び運用基準を整備

6. 題名・用語の改正等

政令

規則

運用基準

- 題名・用語の見直しに伴い、所要の手当を実施

題名・用語の改正や条ずれを下位法令にも反映。政令については下請法等を引用している複数の政令を束ねて改正

7. 企業取引研究会からの宿題事項への対応

運用基準

- 振込手数料の負担に係る運用変更

現行の運用においては、振込手数料を中小受託事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、委託事業者が負担した実費の範囲内で振込手数料を差し引いて製造委託等代金を支払うことが認められているところ、企業取引研究会報告書の提言に基づき、運用基準において、中小受託事業者との書面合意がある場合であっても、減額に該当する旨明記

- 金型等の無償保管に関する考え方の整理

企業取引研究会報告書において、中小受託事業者に対し金型等を保管させる行為は、金型等の所有権の所在にかかわらず本法上問題となり得る旨整理すべきとされたことに加え、令和7年5月1日に型無償保管に関してQ & Aが改訂されたことも踏まえ、金型等を委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所有する場合であっても、委託事業者が事実上管理しているときには当該行為が不当な経済上の利益の提供要請の禁止として問題となることを運用基準に明記

(参考) 意見公募手続での主な意見及び考え方①

(1) 従業員基準に関する意見について

運用基準

「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。（運用基準第2の2(2)参照）

○ 判断時点

従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。ただし、例えば、前々月（N-2月）中に賃金が支払われた対象労働者（以下「前々月賃金支払労働者」という。）について前月（N-1月）の末日までに賃金台帳が調製されてその数が把握可能となっているときは、賃金台帳上の当該前々月賃金支払労働者の数をもって、当月（N月）中にされる製造委託等に係る「常時使用する従業員の数」とするものと取り扱います。

○ 委託事業者の留意すべき事項（確認の要否等）

製造委託等をする事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はありません。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなりますが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれます。

○ 中小受託事業者からの回答に誤りがあった場合の取扱い

委託事業者が、中小受託事業者に対して、「常時使用する従業員の数」について確認したところ、中小受託事業者から事実と異なる回答を得たことにより、当該中小受託事業者に対する製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、委託事業者が本法に違反することとなった場合、委託事業者による本法違反行為については是正する必要があるため、当該中小受託事業者に対する本法違反行為について、必要に応じて、指導及び助言を行うことがあります。直ちには、勧告を行うものではありません。

○ 中小受託事業者の留意すべき事項（説明の要否等）

製造委託等を受ける事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はありませんが、製造委託等をする事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれます。

(2) 特定運送委託に関する意見について

○ 自社の拠点間の運送、取引の相手方に対する運送の「経路の一部」の運送の解釈

特定運送委託における「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいいます。自社の工場から自社の物流センターまでの運送のような自社の拠点間の運送を他の事業者に委託することは、通常、取引の相手方に対する運送とはいえず、特定運送委託に該当しません。

もっとも、特定の「取引の相手方」向けに仕分けられた販売等の目的物を当該「取引の相手方」に対して運送する際に、自社の拠点をその運送経路の一部として利用する場合には、自社の拠点間の運送であっても、取引の相手方に対する運送の「経路の一部」の運送といえるため、このような運送を他の事業者に委託することは特定運送委託に該当します。

○ 「運送」の役務以外の役務（従業員の派遣、関税・消費税の立替えなど）の提供についてあらかじめ合意していた場合の「不当な経済上の利益の提供要請」の該当性

特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれないため、荷役作業や車両移動時の立会いのための労務も「運送」に含まれません。

特定運送委託をした委託事業者とその中小受託事業者との間で、中小受託事業者が委託事業者のために運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供することをあらかじめ合意していたとしても、そのような「経済上の利益」を提供することと中小受託事業者の利益との関係が明らかでない場合や、当該「経済上の利益」を提供することが中小受託事業者の直接の利益とならない場合は、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものとして、不当な経済上の利益の提供要請に該当します。

(3) 協議に応じない一方的な代金決定に関する意見について

○ 中小受託事業者の要請額を全て受け入れなくとも直ちに本号に違反しないか

協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することを禁止するものであり、その該当性は実質的な協議が行われているか否かにより判断されます。最終的な製造委託等代金の額は委託事業者と中小受託事業者との協議により定められるものですが、中小受託事業者からの要請額を受け入れられない場合には、その理由や考え方の根拠を十分に説明することが必要となります。

○ コスト上昇分を踏まえて代金額を定めれば「中小受託事業者の利益を不当に害」さないかについての意見

例えば、コスト上昇分を踏まえて従前の代金を引き上げるものであっても、一方的に当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を下回る製造委託等代金の額を決定する場合には、その中小受託事業者の自由な意思による価格交渉により実現される利益が害されるといえ、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものに当たると考えられます。

(4) 支払遅延（手形払等の禁止）・減額等に関する意見について

○ 一括決済方式・電子記録債権のうち「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するもの」を用いることが支払遅延になる場合の解釈

個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできませんが、一括決済方式又は電子記録債権であって「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するもの」について、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であって、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」に該当せず、また、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されているときは、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」には該当しません。

○ 一括決済方式・電子記録債権を使用する場合に中小受託事業者が受取手数料等を一時的に負担することとなる場合の取扱い
金銭による支払と同等の経済的効果が生じるか否かについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできませんが、支払手段の決済に伴い中小受託事業者が受取手数料等を一時的に負担することとなる場合には、あらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）の上、委託事業者が中小受託事業者に対し支払期日までに別途受取手数料等相当額の金銭を支払うなどにより、中小受託事業者が支払期日に製造委託等代金の満額に相当する現金を確実に受領しているようにする必要があります。また、その旨について、本法第7条の書類等の作成・保存をする必要があります。

(参考) 振興法改正をふまえた「振興基準(※)」の改正

1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者双方が適正な利益を得て、直接の取引先から更に先の取引先も含めた事業者間の協力や、サプライチェーンの深い層を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指す旨を明確化。

2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記

取適法運用基準（通達）に記載の不適切な取引事例は行わないことや、手形払いの禁止、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努める旨を追記。

また、「契約後に不当なやり直し・受領拒否が生じないよう発注内容を明確化」「発注量が予定より合理的理由なく大きな乖離が生じる場合の、発注者からの自主的協議」を促す旨を規定。

3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階（事業者1→2→3）の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

4. 振興基準を活用しやすく整理（例：「交渉」に関する規定の集約など）

価格交渉、転嫁を求める立場の中小受託事業者が活用しやすいよう、交渉、転嫁に関するルールを集約するなど構成を整理。中小企業が、本基準を交渉等で活用すべき旨も明記。

5. 「下請」等用語の改正

「親事業者」→「委託事業者」、「下請事業者」→「中小受託事業者」等

下位法令等の整備スケジュール（予定）

